

税制大綱が発表されました

平成28年12月27日

☆ 今年も一年間ありがとうございました。12月29日(木)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月5日(木)より営業いたしますので、何とぞよろしく願いいたします。

今月12月8日に平成29年度の税制改正大綱が発表されました。今回の改正の目玉はやはり配偶者控除の見直しです。報道も数多くされておりましたが、予想通り改正案に盛り込まれることとなりました。

法人税についてはデフレ脱却に向けた所得拡大促進税制の見直しや中小企業の支援強化のための措置が設けられました。今回のFAXニュースでは、その中から中小企業に関係するものを中心にご紹介させていただきます。

1. 配偶者控除、配偶者特別控除の見直し

従来からパート社員が配偶者控除を受けるために収入を103万円以内に抑える傾向が指摘されてきました。人手不足の中、最低賃金が引き上げられたため、この傾向がさらに強まることが懸念されました。その対策として配偶者控除を拡大することになりました。当初は配偶者控除の廃止を目指して始まった議論のはずですが、選挙対策などもあり、結果として廃止どころか、拡大する結果となりました。

ここから、わかりやすくするため、配偶者は「妻」、配偶者を扶養する側を「夫」として説明します。逆の場合もあると思いますが、何とぞご了承ください。

現行の制度では「妻」の給与収入が103万円以下であれば「夫」の税金計算で、38万円の控除(配偶者控除)を受けることができます。今回その収入基準が150万円に引き上げられます。ただし、今までは一律で「夫」側で38万円控除できたものが、今後は「夫」の年収に応

じて控除額が段階的に少なくなる仕組みとなります。控除額は以下の通りです。

- ①年収1,120万円以下…38万円
- ②年収1,120万円超1,170万円以下…26万円
- ③年収1,170万円超1,220万円以下…13万円
- ④年収1,220万円超…適用除外

このように基本的には減税になりますが、「夫」の年収が1,120万円を超える場合は増税となる改正となっています。

また現行制度では「妻」の給与収入が103万円超141万円未満であれば、適用可能である配偶者特別控除についても収入基準が150万円超201万円以下に引き上げられます。こちらについても「夫」の年収に応じて控除額が段階的に少なくなる仕組みが導入され、年収が1,220万円超の場合は適用できなくなります。

この改正は平成30年分以後の所得税について適用されるため、平成29年は現状通りとなります。住民税の計算に関しても同様に配偶者控除と配偶者特別控除について改正が行われます。

ただし注意して頂きたいことは「妻」の年収が103万円超201万円以下の場合、夫の税金計算上は配偶者控除、配偶者特別控除の適用が可能ですが「妻」には税金がかかるという点です。「妻」の年収が103万円以下であれば控除(給与所得控除65万円プラス基礎控除38万円)の範囲内であるため従来と同様に税金はかかりませんが、基礎控除(38万円)については改正がされないため103万円を超えるとその超えた部分に約15%(所得税5%、住民税10%)の税金がかかることとなります。この点はマスコミもあまり報道していない(あえて報道していない?)部分なので十分ご注意ください。

また夫の社会保険上の扶養に入ることができる130万円の壁は今まで通り残るため、年収が130万円を超えると妻が社会保険料を支払わないといけない点も注意が必要です。さらに企業

によっては配偶者手当（扶養手当）の支給要件を年収103万円としていることもあるため手当がもらえなくなる可能性もあります。逆に企業側からすると本当に女性の労働力を活かすためにはそのあたりの要件を見直す必要もあるかもしれません。

2. 法人税関係

（1）中小企業投資促進税制の延長と縮減

一定の資産を購入した場合に取得価額の 30%の特別償却または 7%の税額控除ができる制度ですが、適用期間が平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されることになりました。ただし、これまで適用対象であった器具備品が対象外となりました。

（2）中小企業経営強化税制の新設

生産性向上設備（生産性が年平均 1%以上向上または投資収益率 5%以上）に該当する資産を購入した場合に即時償却または 7%（資本金 3,000 万円以下の法人は 10%）の税額控除ができる制度が名前を変えて平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されることになりました。従来は機械装置と一定の工具、ソフトウェアが対象資産でしたが、建物付属設備、器具備品にも対象が拡大されました。

（3）中小企業サービス活性化税制

適用期間が平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されることになりました。

（4）税額控除限度額の縮小

税額控除額の上限については上記（1）～（3）の 3 つの制度を合わせて法人税額の 20%（現行はそれぞれ法人税額の 20%）に縮小されることになりました。

（5）所得拡大促進税制の拡充

もともと一定の要件を満たせば基準となる事業年度と比較した給与の増加額の 10%を税額控除できましたが、今回新しい要件が 1 つ追加され、その要件を満たすと控除額が増加することになりました。

具体的には継続雇用者に対するその年度の平均給与と支給額が前事業年度より 2%以上増えていれば前事業年度と比較した給与の増加額の 12%を追加で控除できます。

また今回追加された要件を満たしていなくても、従来からある要件を満たしていれば今まで通り 10%の税額控除が可能です。

3. 自社株評価の見直し

（1）類似業種比準価額

自社株を評価する際に用いる類似業種比準価額は配当金額、利益金額、純資産額を1:3:1の比重で計算して算定しますが、その比重が1:1:1に改正されます。純資産額が大きい会社は比重が1/5から1/3になるため株価が上がる可能性があります。反対に利益金額の比重は3/5から1/3に下がるため、利益の多い会社の株価は下がる可能性があります。

（2）評価会社の規模区分

自社株評価は会社の規模により大会社、中会社、小会社の3区分に分けて行います。このうち、大会社及び中会社の範囲が総じて拡大されます。規模区分が大きいほど類似業種比準価額の比重が大きく、純資産株価の比重が低くなるため、純資産株価の高い会社はこれまでより株価が低くなる可能性があります。

上記（1）、（2）の改正は平成29年1月1日以後の相続、贈与から適用されます。

4. その他項目

（1）エコカー減税（自動車重量税・取得税）

平成29年4月1日以後の課税、平成30年4月1日以後の課税と段階的に対象が減っていきます。燃費性能に関する要件も年ごとに10%～20%厳しくなっていきます。

（2）タワーマンション高層階の課税を強化

現在は床面積が同じであればどの階層でも固定資産税は同額ですが、実際の取引価格を踏まえて高層階ほど高く、低層階ほど安くなります。平成30年度の新規建築から適用されます。

（3）酒税の見直し

お酒の種類による税額の差が大きく、不公平感が強まっていたため見直しが行われます。ビール、日本酒などは減税になる一方、発砲酒、第三のビール、酎ハイ、ワインなどは増税になります。今後の販売価格にも影響を及ぼす可能性があります。以上